国立市福祉総務課【令和６（２０２４）年４月）発行】

介護サービス事業所等で働いている（働く予定の）みなさまへ

介護職員初任者研修受講費助成のご案内

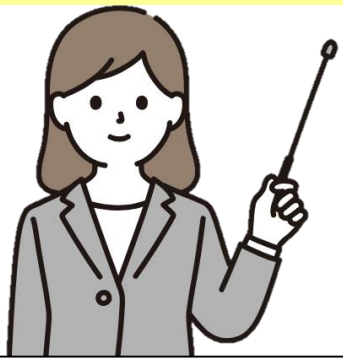

国立市では、介護サービス等に従事する人材を増やすために、介護職員初任者研修を受講し、

①介護サービス事業所に就労する国立市民

②国立市内の介護サービス事業所に就労している方

を対象に研修の受講費用（上限7万円）を助成します。

対象となる方（詳細は２ページをご覧ください。）

介護職員初任者研修を修了し受講料を支払い済みの方。

6か月以上介護サービス事業所等で就労している方。※事業所のサービス内容、就業場所、就業開始時期によっては対象外となることがあります。

同様の助成金を受けていない方。

条件を満たす方については、2・3ページをご覧いただき、下記まで持参又は郵送にてご申請ください。

【お問合せ先】〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1
国立市役所 健康福祉部 福祉総務課 地域福祉推進係（1階29番）
電話：042-576-2111（内線796） 受付時間：平日8:30～17:00

申込要件の該当確認

介護職員初任者研修の受講費を自分で支払い研修を修了しており、下記の（ア）（イ）どちらかに当てはまる。（★介護サービス事業所の提供サービス内容については４ページをご確認ください。）
（ア）国立市民であり介護サービス事業所に就労中である。
（イ）国立市内の介護サービス事業所に就労中である。

はい Yes

いいえ No → 対象ではありません。

現在の就労先には研修前から就労していた。

はい Yes

いいえ No

研修修了日の翌日から３か月以内に就労を開始した。

はい Yes

いいえ No → 対象ではありません。

現在の就労先で、研修修了後６か月以上継続して就労している。

はい Yes

いいえ No → 現時点では対象ではありません。６か月以上就労を継続後ご申請ください。

申請書類の提出日が、下記の（ア）（イ）どちらかに当てはまる。
（ア）【研修後から就労した方　　】勤務開始日から１年以内である。
（イ）【研修前から就労している方】研修終了日から１年以内である。

はい Yes

いいえ No

【移行措置】
研修の修了日が令和５（２０２３）年４月１日から令和６（２０２４）年３月３１日の間である。

はい Yes

いいえ No → 対象ではありません。

助成金の交付対象者である可能性が高いです。３ページの申請方法を確認し、申請書類等を、担当窓口までご提出ください。
※書類受理後、国立市で審査をします。

申込方法

1 【1．申請】

下記の書類を【お問合せ先】まで提出してください。

	書類名	備考
1	国立市介護職員初任者研修受講費助成金交付申請書(第1号様式)	市HP、市窓口から入手し、申請者ご自身で記入してください。
2	就業証明書(第2号様式)	市HP、市窓口から入手し、勤務先に記入を依頼してください。
3	介護職員初任者研修を修了したことを証する書類の写し	研修実施機関が発行した「研修修了証」等のことです。
4	申請者本人が受講料を支払ったこと及びその支払った額を証明する書類の写し	研修費の領収証や、ATM振込時の利用明細等です。
5	本人確認書の写し(運転免許、パスポート等)	郵送で申請する方のみご提出ください(市窓口での申請時は提示をお願いします)。

2 【2．審査（市役所）】

市役所にて助成金の対象者かどうか審査をします。審査の結果は、「国立市介護職員初任者研修受講費助成金交付・不交付決定通知書（第３号様式）」にて通知します。
交付決定された場合は、助成金の請求をしてください。

3 【3．請求書の提出】

国立市から送付された「国立市介護職員初任者研修受講費助成金交付請求書（第４号様式）」に必要事項を記入の上、助成金の請求をしてください。

4 【4．支払い（市役所）】

提出された請求書に基づき、助成金をお支払いします。

【お問合せ先】〒186-8501　東京都国立市富士見台2-47-1

国立市役所　健康福祉部　福祉総務課　地域福祉推進係(1階29番)

電話:042-576-2111(内線796)　受付時間:平日8:30～17:00

対象となる介護サービス事業所

就業の対象となる「介護サービス事業所」とは、以下のいずれかの事業を行う事業所です。

- 介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下同じ）第８条第１項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
- 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業
- 介護保険法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
- 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業

その他

◆ ご提出いただいた申請書等に記載の個人情報につきましては、本助成金の支給のみに使用し、それ以外には使用しません。

◆ ご提出いただいた申請書等につきましては、返却はいたしません。

◆ 本チラシを確認しても、自分が対象者かどうか分からない場合は、問合せ先まで個別にご連絡ください。

◆ 同内容の補助金を、他の団体等から受給している場合は併用しての申請は出来ません。

◆ 申請書類の提出時には、記入漏れ、押印漏れ等の不備が無いように、よく確認をしてからご提出ください。

◆ 請求書を提出されてから、指定口座への入金までの期間は約1～2ヶ月です。

◆ 市からの支払い後に、申請内容の虚偽や他団体等からの併用受給が発覚した場合は、助成金を返還してもらう可能性があります。

◆ 上記内容以外にご不明点や、ご質問がございましたら個別にご連絡ください。